福島市 公共サインガイドライン

Guideline for Public Signs of Fukushima City



目次

序章	章	公共サインガイドラインについて	_1
		1-1. 公共サインガイドラインとは	1
		1-2. 公共サインガイドラインの使い方	
第1章	章	はじめに	_3
		1-1. 背景と目的	3
		1-2. 公共サインとは	
		1-3. 適用イメージ	
		1-4. 整備テーマと手法	
		1-4-1. 色を活用した整備	_13
		1-4-2. 行動経済学を活用した整備	_15
第2章	章	共通基準	16
		2-1. フォント	_17
		2-2. 文字の大きさ	_18
			_20
		2-4. 矢印表記	_22
		2-5. 色彩	_23
		2-6. 多言語表記	_24
		2-7. 表示面の掲出高さ	_26
		2-8. 照明デザイン	_27
		2-9. 触知案内図および点字表示	_28
		2-10. 音響案内	_30
		2-11. デジタル対応	_31
第3章	章	公共サイン種類別基準	34
		3-1. 案内誘導サイン	_34
		3-1-1. 案内誘導サインの種類	_34
		3-1-2. 配置計画	35

	3-1-3. 表記基準	37
	3-1-4. デザイン(参考)	42
	3-2. ルール案内サイン	47
	3-2-1. 配置計画	47
	3-2-2. 表記基準	48
	3-2-3. 本体デザイン(参考)	49
	3-3. 説明サイン	51
	3-3-1. 配置計画	
	3-3-2. 表記基準	
	3-3-3. 本体デザイン(参考)	52
	3-4. 広告サイン(掲示板)	54
	3-4-1. 配置計画	
	3-4-2. 本体デザイン(参考)	
	3-5. 観光案内板	56
	3-5-1. 配置計画	56
	3-5-2. 表記基準	56
	3-5-3. 本体デザイン(参考)	57
第4章	整備・維持管理の方法	58
	4-1. 整備の考え方	58
		58
	4-3. 整備維持管理手続の流れ	59
	4-4. 整備・維持管理の方法	
資料編		
	資料 1. 用語集	66
	資料 2. 参考資料集	69
	資料 3. チェックリスト	
	資料 4. 作成の流れ	94

序章 公共サインガイドラインについて

1-1. 公共サインガイドラインとは

公共サインは、不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板の総称で、主に公的機関が公共空間に設置します(→P6)

公共サインは必要な情報を明示するだけでなく、そのデザインやカラーが街を演出し、イメージ向上にも繋がるツールとして活用されます。

しかし、現状ではサイン整備のための具体的指針がなく、形状や表示方法に統一性を欠く状況となっています。

そこで、公共サイン整備に関する基準を整理し、バリアフリーは勿論のこと、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、誰にでもわかりやすい公共サインの基本的な考え方、表記の基本ルール、デザインなどについてとりまとめ、公共サインの統一性を図るために本ガイドラインを作成しました。

公共サインの新規設置や更新の際に活用されるよう、整備担当者にとってわかりやすく、使いやすい内容としています。

1-2. 公共サインガイドラインの使い方

本ガイドラインを使用する際のフローを以下に示します。整備担当者は計画対象となるサインの種類、設置想定箇所等から必要な基準を確認し、設計に反映させて下さい。「第1章 はじめに」の理解に努めた上で、デザインの検討を実施して下さい。

また、公共サインの整備計画がある場合には、必ず交通政策課と相談・協議を行い、設計検討を行って下さい。

C 1	L _		1
St	r e	n	1

設置するサインの種類を確認

→第1章 P6

設置しようとするサインが、 どのタイプに該当するサインであるか調べます。

J

Step2

適用対象範囲を確認

→第1章 P8

サインの適用対象となる範囲や、適用レベルを確認します。



Step3

共通基準を確認

→第2章 P16へ

全てのサインに共通する基本的な事項として フォントや色彩等の基準を確認します。



Step4

タイプ別の基準を確認

- ・案内誘導サイン→第3章 P34
- ・ルール案内サイン→第3章 P47
- ・説明サイン→第3章 P51
- ・広告サイン→第3章 P54
- ・観光案内板→第3章 P56

タイプ別に詳細な設計基準を確認します。 STEP2の共通基準を基本としつつ、より現場に即した

個別判断基準を確認しながら設計を行います。

※各章に参考デザインを掲載しています。



Step5

整備・維持管理手続の流れ、 方法を確認

→第4章 P58へ

サイン整備・維持管理手続の考え方、手続全体の 流れ、方法を確認します。

01 はじめに

CHAPTER

第1章 はじめに

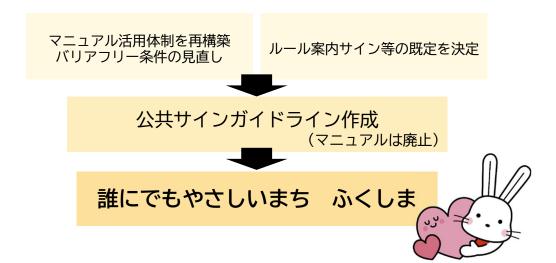
1-1. 背景と目的

本市では、「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指して、「福島市 バリアフリーマスタープラン(計画期間:令和3~7年度)」と、中心市街地 と飯坂温泉地区における「福島市バリアフリー基本構想(計画期間:令和5~ 9年度)」を策定しています(以下「基本構想」という)。

基本構想策定にあたって実施したまち歩き点検では、個々のサインのデザインが統一されていないため分かりにくい等の課題が浮き彫りとなりました。また、ユニバーサルデザインの視点からもサインの在り方を再度見直す必要があるとの考えから、基本構想のその他の特定事業として、分かりやすいサインガイドラインの作成を位置づけました。

本市では、「歩行者案内整備マニュアル(平成 10 年作成)」(以下マニュアルという)が定められていますが、形骸化して十分に活用されていない状況や、当時のマニュアルには、ルール案内サイン等に関する規定が定められていないこと等の課題も踏まえ、目的や環境に応じたサイン設置基準の再構築を図ることとしました。

デジタル社会が進む中でも、デジタルとアナログそれぞれのアプローチから 情報を補完し合うことで、誰もが安心して行動できる環境を整備し、「誰にで もやさしいまち ふくしま」の実現を図ります。



◆現状と対応方針

【現状①】

・デザインに統一性がなく混乱する







→直感的に判断しやすく統一的なデザインとします。

【現状②】

- ・情報量が多くて分かりにくい
- ・観光情報等の必要な情報が見つけにくい





→情報量を取捨選択し、ピクトグラム等分かりやすい表示に努めます。
街の魅力が伝えられる情報提供を検討します。

【現状③】

- ・バリアフリーの観点で配置されていない
- ・限られた方向からでないとサインが発見できない







→バリアフリーの観点で整備されるよう基準を見直します。 パネルや裏面の活用等、多角度から見つけられる計画とします。

◆ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、基本構想のその他の特定事業として作成されています。 『誰にでもやさしいまち ふくしま』の実現に向けて、関連事業との整合を図 りながら整備していきます。

関係法令・条例等

・障害者差別解消法

- ・改正バリアフリー法
- ・福島県人にやさしいまちづくり条例

・福島市手話言語条例 ・ふくしまユニバーサルデザイン推進計画 ・障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例 上位計画 ・第6次福島市総合計画まちづくり基本ビ 市民の意見 ジョン ・市民、バリアフリー推進パート 関連計画 ナーへのアンケート ・まち歩き点検、ワークショップ ・福島市都市マスタープラン ・パブリックコメント ・福島市立地適正化計画 ·福島市中心市街地活性化基本計画 反映 ・福島市交通バリアフリー基本計画 ・福島市地域公共交通網形成計画 福島市バリアフリーマスタープラン 整合 ·福島市地域福祉計画2021 (令和3年6月策定) ・新福島市高齢者福祉計画・福島市介護 移動等円滑化促進地区 の設定(市内6地区) 基本方針の 保険事業計画2021 設定 ・福島市子ども・子育て新ステージプラン ・福島市新たな時代の観光共創戦略 整合 ・多文化共生のまち福島推進指針 ・福島市共創のまちづくり推進指針 バリアフリー基本構想 +関連法令・条例等 バリアフリー事業の実施 他 ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニ ケーション施策推進法 その他の事業 子供のえがお条例

福島市公共サインガイドライン

1-2. 公共サインとは

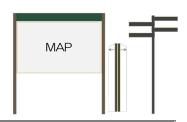
不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称で、 主に公的機関*が公共空間に設置するもののことを指します。

※国、都道府県、市区町村、公共交通事業者、公共施設管理者等

◆公共サインの種類

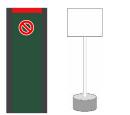
案内誘導サイン

- ・地図等を用いて当該地区周辺 の事物の所在を示すもの
- ・矢印等で方向を示し、目的の 場所へ誘導するもの



ルール案内サイン

・その地区や周辺のルールについて示すもの



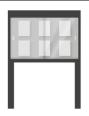
説明サイン

・観光施設や文化財に関する説 明を示すもの



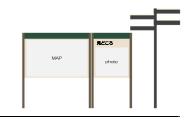
広告サイン (掲示板)

・その地域の広告や広報等を掲 示するもの



観光案内板

・観光案内に関する情報等を示すもの



×本ガイドライン 適用対象外

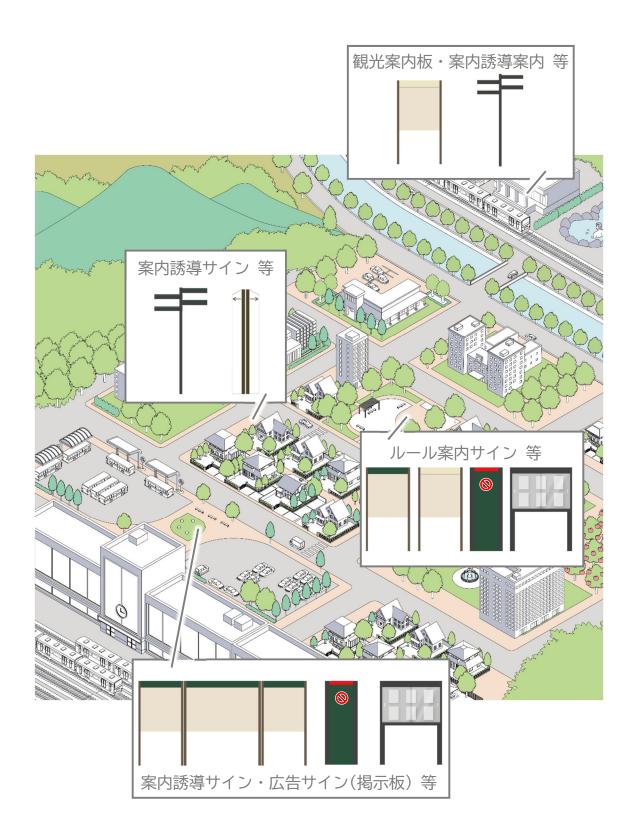
- ・道路標識令に基づいて設置さ (108の2-A) カ面及びカ向 れているもの (108の2-A) カ面及びカ向
- ・その他法令等に基づいて設置 されているもの



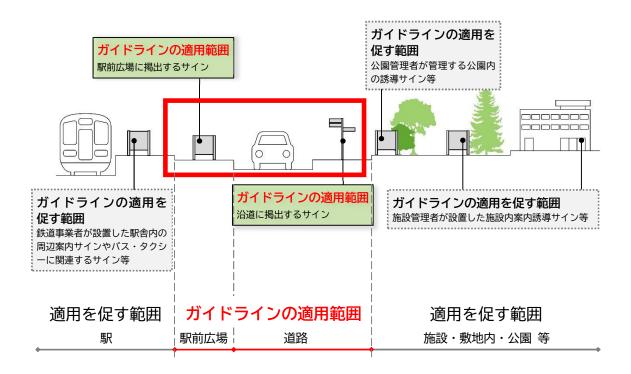


青山通り Aoyama-dori Ave.

1-3. 適用イメージ



◆適用対象範囲



ガイドラインの適用範囲

→本ガイドラインをすべて適用します。

ガイドラインの適用を促す範囲

→ユニバーサルデザインの観点による表示レイアウトや多言語表記等、見 やすく分かりやすいサインとなるよう、本ガイドラインを参考としたサ インの整備を推奨します。

【適用対象外】

- ・道路管理者および交通管理者が設置する道路標識設置基準に規定された標識
- ・その他法令により設置が定められているサイン

【その他】

・他の公共的団体や民間事業者へ公共サインガイドラインの普及を図るととも に、福島市バリアフリー推進協議会に参画する国、県については、案内誘導サ イン等の整備にあたって、本ガイドラインを踏まえた整備がなされるよう、連 携・協力を行うものとします。

1-4. 整備テーマと手法

『誰にでもやさしいまち ふくしま』の実現に向けた公共サインを整備するに あたって、街に必要なサインとはなにか、デジタル社会での公共サインのあり 方について検討しました。アナログサインが持つ優位性と機能性を活かして、 次の3つをテーマとして整備していきます。

日常をサポートする心

◎暮らしやすいまちのサイン 必要な情報が直感的にわかるもの・ルールに関する情報等 市民にとって暮らしやすい情報を伝えます。

2 まちの魅力を伝える 🍥



◎情報発信と情報 "発見" ふくしまを訪れた人に対して情報発信をする役割であり 地域住民にとっても発見となる情報を伝えます。

非常時を支える 🦨



◎まちの安心サイン 防災情報やバリアフリー情報、現在地がすぐに分かる情報等 非常時に安心材料となる情報を伝えます。

1. 日常をサポートする

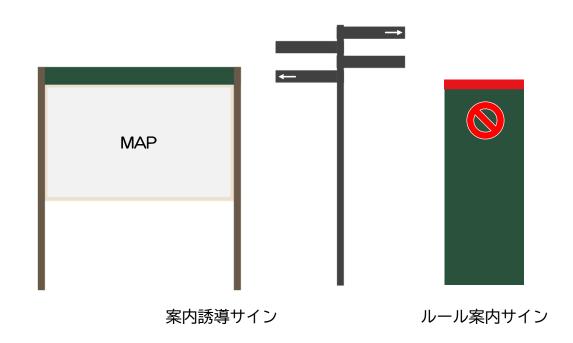


誰もが暮らしやすいまちの実現に向けて、次のことに気を付けます。

- ✓ 伝わりやすい
- ✓ 直感的に判断できる
- ✓ 必要な情報がすぐに見つけられる

また、ルールに関する情報なども的確に示す一方で、多様な人々にとって最適な共生社会を目指します。

◆対象となるサインの種類(例)



- ◆『日常をサポートする』ために(例)
 - ・多言語表記やピクトグラムで情報を伝えます。
 - →ピクトグラムで表記できるものはピクトグラムを使用し、直感的に情報 が分かるような案内誘導サインやルール案内サインを整備します。

2.まちの魅力を伝える



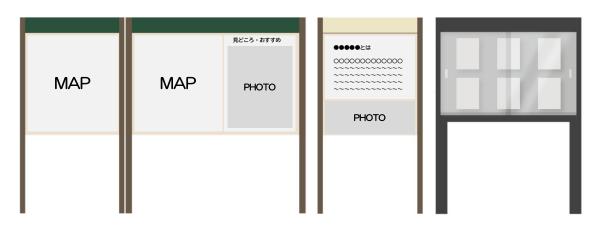
まちの魅力を伝えるサインとして、次のことに気を付けます。

- ✓ 案内誘導サイン(地図等)から観光情報が分かる
- ✓ 観光地へのアクセス方法が選択できる
- ✓ 魅力が伝わる

まちや観光地の魅力を感じてもらえるデザインを示すことで、交流人口を増 やし、まちをより一層活性化させていきます。

市民にとっても普段訪れない場所の魅力を伝え、地域活性化を期待します。

◆対象となるサインの種類(例)



案内誘導サイン・観光案内板

説明サイン 広告サイン(掲示板)

- ◆『まちの魅力を伝える』ために(例)
 - ・観光客や来訪者がアクセス方法を選べる環境を整えます。
 - →雷車やバス、シェアサイクルなど、自分たちで選んでふくしまを楽しめ るように、設置場所の案内等の整備をします。
 - ・地域のイベント情報などが分かるような情報を示します。
 - →地域のイベントや季節のイベント等の広告を示すことで、観光アピール に加え、地域の人たちへのお知らせとなる情報を掲示します。

3. 非常時を支える



非常時を支えるために、次のことに気を付けます。

- ✓ 日常から防災を意識できる
- ✓ 慣れない環境でも判断できる

日常的に公共サインの中で目に触れてもらうことで、平常時から防災意識を もってもらえるようにします。また、来訪者等慣れない環境における非常時で も落ち着いて行動することができるように、安心材料となる情報を伝えます。

◆対象となるサインの種類(例)



- ◆『非常時を支える』ために(例)
 - ・防災情報について日常的に目に着くよう情報を伝えます。
 - →案内誘導サインである地図に避難所の位置を示すことで、日常生活から 防災を意識できるような情報を掲示します。
 - ・誰もが慌てず行動できるような情報を伝えます。
 - →ピクトグラムで避難所やバリアフリー対応可能な避難施設の位置を掲示 することで不慣れな土地や状況でも慌てず行動できる情報を掲示します。

1-4-1. 色を活用した整備

サインの設置にあたって、地域別にアクセントカラーを決定します。地域の 状況や環境に合わせたカラーを設定することによって、地域一体となった街並 みを創出することができます。アクセントカラーの決定については、地区の基 本構想策定時など、地域住民等関係者の意見を踏まえながら決定していきます。

◆アクセントカラー

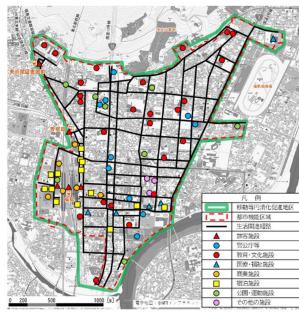
アクセントカラーは、ルール案内サインと、モデル地区として中心市街地、 飯坂温泉地区ついて設定します。施設で独自のコンセプトが設定されている場 合や歴史的建造物等、独自性を尊重する必要がある場合には、この限りではあ りません。

ルール案内サイン #FF0000 CYMK:0,100,100,0



--アクセントカラーモデル地区について--

福島市バリアフリーマスタープランで移動等円滑化促進地区に指定し、バリアフリー基本構想を策定した2地区についてアクセントカラー適用のモデル地区として指定し、使用の対象範囲とします。



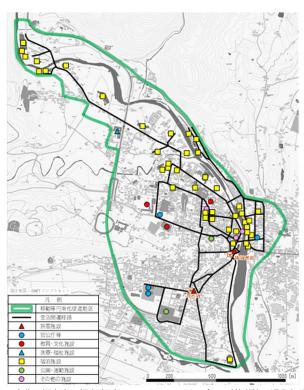
中心市街地 中心市街地 (ベース) (ポイント) #2A523C #F4AECF CYMK:48,0,27,68 CYMK:0,28,15,4



色と共に市の花「モモ」 のデザインイメージをポ イントで入れること (参考デザイン)



出典:福島市 福島市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)令和3年6月



飯坂温泉地区 #F0E9C7 CYMK: 0, 3, 17, 6

出典:福島市 福島市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)令和3年6月

◆積雪地域としての色の効果

積雪地域である福島市において、アクセントカラーを用いることでサインの 視認性を向上させ、歩行者の通行の安全性を確保します。

アクセントカラー設置のイメージ図







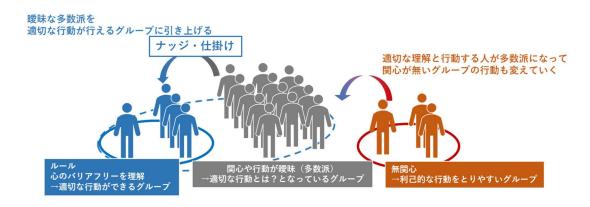
1-4-2. 行動経済学を活用した整備

整備テーマに加え、『誰にでもやさしいまち ふくしま』として共生社会を推進していくため、行動経済学の一概念として知られている、『ナッジ理論』を用いた手法も検討していきます。ナッジ理論を活用して、相手に強制することなく最適な行動を導き、誰もが過ごしやすい共生空間の創出を目指します。

◆ナッジ理論

強制することなく、自発的な行動変容を促す仕掛けをすること。

"人々の行動をそっと後押しする"





02 共通基準



CHAPTER

第2章 共通基準

◆サイン整備の基本的な考え方

- ・情報量は取捨選択し、誰もが直感的に理解できるもの
- ・ユニバーサルデザイン、バリアフリー、情報アクセシビリティの視点
- ・ピクトグラムを活用し、文字情報は必要最低限
- ・多言語表記等インバウンド対応を考慮
- ・案内配置や情報を来訪者視点で適切に示し、安心して利用できるもの
- ・シンプルなデザインを基本として、統一性のある色彩やデザイン
- ・二次元コード等の ICT 技術の積極的導入により効果的な情報提供の実現

これらをもって整備テーマとする『日常をサポートする』、『まちの魅力を 伝える』、『非常時を支える』ことができる公共サインを実現します。

基本的な考え方に基づき、次の10項目について共通基準を設けます。

◆共通基準項目分類一覧

01. フォント

いろ は 02.文字の大きさ

あぁ

03.ピクトグラム



04. 矢印表記



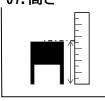
05.色彩



06. 多言語表記



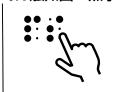
07. 高さ



08. 照明デザイン



09. 触知図・点字



10. 音響案内



11. デジタル対応



2-1. フォント

サインに使用する書体は全ての人に見やすく分かりやすいものになるよう、視認性や可読性が優れている、ユニバーサルデザインに配慮されたフォントを使用します。

歴史資源の説明等においてはこの限りではなく、サインの個性を優先する ことも可能です。ただし、可読性に配慮したものを選定してください。

・和文書体、中国語、韓国語

ゴシック系のフォントを基本の書体とし、分かりやすく視認性に優れ たユニバーサルデザインフォントを用いることを基本とします。

・英文(アルファベット)

数字を含むアルファベットについては、ゴシック系の和文書体との調和に配慮した、飾りや装飾を持たないサンセリフ書体を用いることを基本とします。

ただし、歴史資源の説明等に楷書体等を用いる場合はセリフ書体 とします。

◆セリフ体とサンセリフ体の違い



セリフ(先端の装飾)あり

サンセリフ体

セリフ(先端の装飾)なし

福島駅

Fukushima Sta.

文字の書体(例1)

[和文]UD新ゴM [英文]Clarimo UD PE (モリサワ)

福島駅

Fukushima Sta

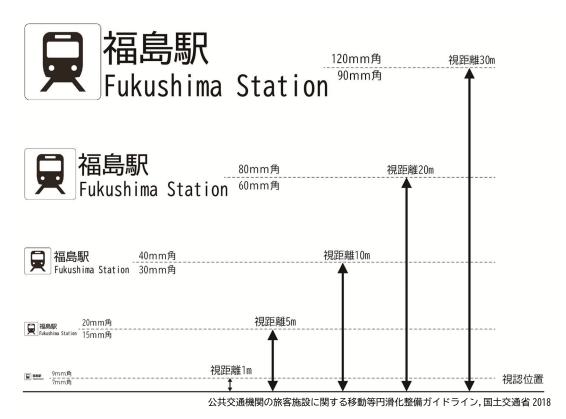
文字の書体(例2) [和文]UD新丸ゴM [英文]Clarimo UD PE (モリサワ)

※その他の表示例については、P69 に掲載しています。

2-2. 文字の大きさ

文字の可読性は書体や表現方法、周辺環境等の様々な条件によって変化します。誰にでも判読しやすいように、視距離に応じた文字サイズを設定します。

◆文字の大きさの選択の目安



遠くから視認する案内誘導サインなどは 20~30m以上、近くから視認する自立型等の案内誘導サインなどは 4~5m以下、案内サインの見出しなどは 10m程度に視距離を設定することが一般的と言われています。それぞれの視距離から判読できるために有効な文字の大きさを設定します。

また、文字の割付については標準書体で表記することを原則とします。表示 スペースが足りない場合には、表記を2段にする等の工夫をし、なるべく文字 の長体化は避けることとします。やむを得ない場合には、長体化も可能としま すが、文字のデザインが崩れて可読性が損なわれないように留意します。

なお文字高とは、和文では「木」の高さ、英文では「E」の高さを言います。



<参考>

近くで立ち止まって確認することが想定される地図表示等には、次のような 文字サイズも参考としてください。

視距離 50cm を想定し、旅客施設ガイドラインの視距離 1~2m の文字高の約1/2 の大きさ(和文文字高:5mm 以上、英文文字高:4mm 以上)が望ましいです。また表示内容の見やすさに配慮し、表示施設により文字サイズを変えて表示すると良いです。

和文文字高の1/2

| 案内サインの文字高 | 和文5mm

Fukushima

案内サインの文字高 英文4mm

	ピクトグラム	和文	英文	表示施設
凡例部表示	24.0 mm	10.5 mm	8.0 mm	凡例部
特大サイズ	-	18.0 mm	14.0 mm	県名、市名等、郡名、 区名等(図中に境界が あった場合)
大サイズ	21.0 mm	9.0 mm	7.0 mm	案内状、情報コーナ ー、県庁、市役所、区 役所、博物館、美術 館、ホール等
中サイズ	16.5 mm	7.0 mm	5.5 mm	郵便局、交番、病院、 デパート、ホテル、踏 切等 町名 [*] 、丁目 [*]
中小サイズ	-	-	5.0 mm	番地※
小サイズ	12.0 mm	5.0 mm	4.0 mm	橋梁名、交差点名、歩 道橋名、バス停名、広 域図の情報

※濃鼠色表示とする

出典:地図を用いた道路案内標識ガイドブックより追記,

国土交通省監修 道路保全技術センター発行 2003

<u>2-3. ピクトグラム</u>

ピクトグラム(ピクトグラフ:絵文字)は、抽象化、単純化された絵文字等で表現された視覚記号のひとつで、国際的に通用する情報伝達手段です。これを理解するためには文字と同じくある程度の学習と慣れが必要で、形の完成度と共にその普及率や理解度も密接に関わってきます。そのため、ピクトグラム単独での使用は避け、文字も併用するように努めます。本ガイドラインでは、原則として国土交通省案内用図記号(JIS Z8210)、(公財)エコロジー・モビリティ財団標準案内用図記号を使用します(P70参照)。

◆ピクトグラムの例



案内 Information



鉄道/鉄道駅 Railway/Railway station



オストメイト用設備 /オストメイト Facilities for Ostomy or Ostomate

◆注意事項

各施設が有するコーポレートマーク、トレードマークは一般的に抽象的な 図案が多く、図案の示す概念・意味が一見して判読が難しいと考えられます。 また認知の範囲が限定される可能性もあることから、公共サインへの表記は 行わないものとします。



コーポレートマーク・トレードマークは使用しない

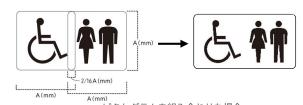


施設の利用形態、提供するサービスの種類を明示する

◆表示サイズ

英文文字高は、旅客施設ガイドラインに準じ、和文文字高の 3/4 程度。標準案内用図記号(ピクトグラム)は、英文の3倍の大きさとします。また、ピクトグラムを組み合わせて表示する場合は、ピクトグラムの大きさの 2/16 を重ね合わせて併記します。





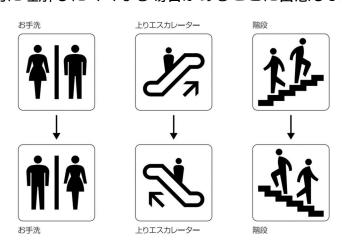
ピクトグラムと文字の大きさ

ピクトグラムを組み合わせた場合 地図を用いた道路案内標識ガイドブック,国土交通省監修 道路保全技術センター発行 2003

◆ピクトグラムの変更・追加

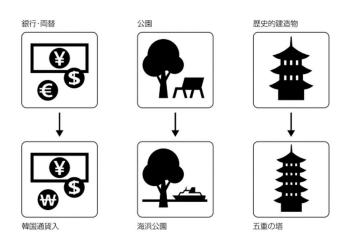
・左右の反転

図記号の向きが設備等の位置関係と矛盾する場合は、図形の左右を反転することができます。むやみに反転すると、元の図形と異なった印象を与えて、直感的に理解しにくくなる場合があることに留意します。



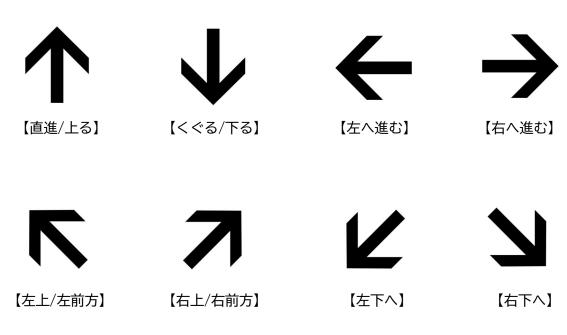
・図材の差し替え

JIS 規格で参考のピクトグラムに関しては、図記号の基本的な概念を変えない範囲で、図形を変更して用いることができます。また、JIS 案内用図記号に表記されていない施設のピクトグラムに関しては、必要に応じて、JIS 案内用図記号の考え方に沿って、開発することができます。



2-4. 矢印表記

利用者を目的地に誘導するための矢印記号は、JIS 規格のものを使用することを基本とし、次のような基準のもと方向を示します。ただし、後方への誘導においては、下向き矢印を用いることは利用者が判断しにくいことから、JIS 規格を参考とした、下向きの U 字矢印とします。

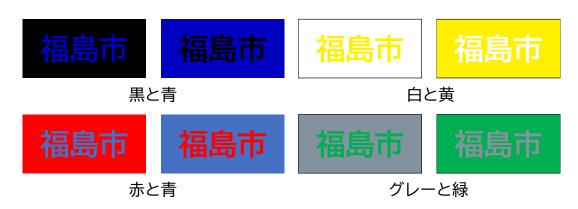




2-5. 色彩

判読性は地と文字・図の色の組合せにおけるコントラスト(明度差)が大きいほど高くなります。また、同色でも暗い地に明るい文字を表示すると文字が膨張して見えるほか、白濁や視野狭窄の視覚障害がある人にとっても文字情報の周辺光がカットされ、より読みやすいことが知られています。

×区別がつきにくい色の組合せは用いない(一例)



◆カラーユニバーサルデザイン

色による不都合を感じる人たちに配慮するため、「福島県カラーユニバーサルデザイン ガイドブック」の考え方に基づいて色の組み合わせを設定します。また、サインを検討する際には、カラーユニバーサルデザインチェックリストを活用して、確認してください(P82 資料 3-1.カラーユニバーサルデザインチェックリスト 参照)。

【図】色覚のタイプによる色の見え方

[図] 巴見のダイブによる巴の見え方									
この冊子での呼称	タイプ	赤	錐体細胞		頻度 (男性)	色の見え方			
ての近十小小		亦	緑	青	(カ注)				
一般色覚者	C型	•	•	•	約 95%				
	P型	_	•	•	約 1.5%				
色弱者	D型	•	-	•	約 3.5%				
巴羽有	Τ型	•	•	_	約0.001%				
	A型		_	_	約0.001%				

参考:福島県カラーユニバーサルデザイン ガイドブック

2-6. 多言語表記

◆日本語表記

- ・日本語は、国文法、現代かなづかいによる表示を原則とします。
 - ※固有名詞については、この限りではありません
- ・地名や歴史上の人名など読みにくい漢字にはふりがなを付記します。
- ・表示内容を簡潔にするため、施設名称は必要に応じて簡略化します。

簡略化のルール

- ・明確に理解される範囲内で部分的に省略します。
 - (例)福島市役所 → 市役所等
- ・正式名称より理解される通称名・愛称名がある場合はそれを用います。
 - (例) 福島市体育館・武道場 → NCV ふくしまアリーナ 等
- ・略語を用いることが適当と考えられる場合はそれを用います。
 - (例)駅:Sta. 通り:St. 山:Mt. 橋:Brdg. 等
- ・アルファベットによる名称が慣用化されている場合はそれを用います。 (例) JR 等

◆外国語表記

- ・外国語表記は日本語に併記することを基本とします。
- ・主要な外国語表記は英語とし、交通起点などの外国人観光客の利用が多い と想定される場所等必要に応じて、中国語(簡体字)やハングルを併記す ることとします。
- ・英語表記は、原則的に英語とローマ字の組合せとなりますが、ローマ字は 一般的なヘボン式を基本とします(次頁『ローマ字表記』参照)。

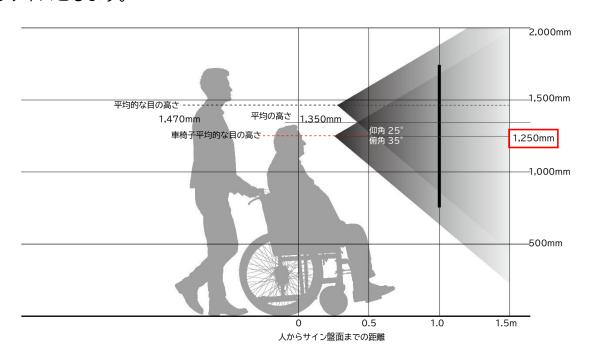
◆ローマ字表記

日本語音					/	、ボン式	ローマ学	≥つづり	
あ	L1	う	え	お	a	į	u	е	0
か	₹	<	け	J	ka	ki	ku	ke	ko
5	U	す	Ą	そ	sa	shi	SU	se	S0
た	5	つ	て	ح	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ısı	^	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	ŧ	ma	mi	mu	me	mo
や		ゆ		よ	уа	•	yu		уо
5	IJ	る	れ	3	ra	ri	ru	re	ro
わ		•			wa	•			
И		•			n	•			
が	₹"	<"	げ	ご	ga	gi	gu	ge	90
۲"	じ	₫"	Æ	₹"	za	jі	zu	ze	ZO
だ	ぢ	づ	で	ど	da	jί	zu	de	do
ば	び	ぶ	ベ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	13%	ペ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		ょき	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みや		みゅ		みよ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ry0
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
ぢゃ		ぢゅ		ぢょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	руа		pyu		руо

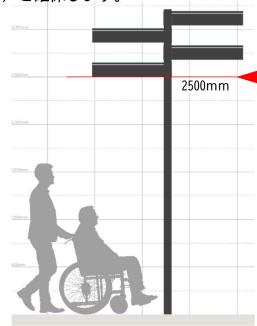
2-7. 表示面の掲出高さ

立位の利用者と車いす使用者が共通に見やすい範囲とするため、床面から表示面の中心までの高さは 1,250mm程度を基本とします。

表示面の大きさは1m離れて表示面が見渡せる上下左右1,000mm程度に収まるサイズとします。



矢羽根型の誘導サインが歩行空間上に張り出す場合には、サインの下端を路面より 2,500mm以上(歩道の建築限界)を確保します。



2-8. 照明デザイン

照明はサインの設置箇所の周辺環境や利用頻度等を考慮し、個別に検討した 上で必要に応じて設置します。

次のことに留意してデザインして下さい。

◆情報の見やすさ

照明の効果が十分に得られ、情報を見やすくするための照明の設置位置は 盤面の天端とします。

◆設置条件への対応

様々な設置条件に対応できるデザインとするため、独立型の照明は採用しないものとします。

◆軽快でシンプルなデザイン

景観に調和しやすいシンプルな照明デザインとするため、灯具およびその 支柱はできる限るコンパクトにします。

2-9. 触知案内図および点字表示

触知案内図と同時に誘導ブロックでの誘導および音声案内装置を設置することとします。また、点字表示ははがれにくいものとします。

【以下参考】点字案内版の表示について

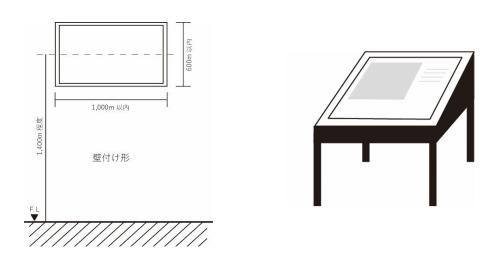
日本工業規格: JIS T0922: 2007 に基づく触知案内図の表示方法

1)触知案内図の大きさ

一つの触知案内図全体の寸法は、横幅 1,000mm 以内、縦幅 600mm 以内とすることが望ましいです。

2) 触知案内図の設置位置

設置形で、床と垂直な壁面に取り付ける触知案内図の設置高は、触擦範囲の中心が床から1400mm程度となる位置にします。ただし、床と水平、またはそれに近い角度となる傾斜面に取り付ける触知案内図の場合には、この限りではありません。



【設置形触知案内図の形状例】

3)線及び面などの触知記号

- a)触知図形では、触読性によって容易に識別可能な線、面及び触知記号群を 効果的に用いる必要があります。ただし、その種類が多すぎるなど、触読 性を損なうことがないようにします。
- b)建物の外径線、視覚障害者誘導用ブロック、公園の園路、車道など、触知 図形で種類の異なる設備等を線で表示する場合には、直線及び点線等、そ

- の違いを容易に識別可能にします。
- c)建物内の利用できない箇所、公園の芝生及び池など、触知図形で面を領域 となる箇所は、その領域の違いを手触りで明確に分かるように、凸状のドット、斜線を用いる等領域内を識別可能にします。

5) 点字表示

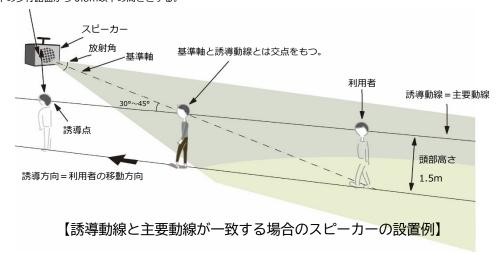
- a)触知図形に点字を表示する場合には、触知記号の触読性を妨げないように します。
- b)点字表示は、触知案内板の横軸方向と平行に表示することが望ましいです。 やむを得ず傾斜する場合も、角度の大きな傾斜は避けます。
- c)広い箇所を説明する点字は、その領域内に書かなければなりません。また、 引き出し線は、用いないことが望ましいです。
- d)触知記号を説明する点字はできるだけ近い位置に配置することが望ましいです。ただし、点字の読み取りに支障がないよう 5mm 程度の間隔を取ることが望ましいです。
- e)墨字の語が言い換え可能な場合、墨字及び異なる語を点字で表示すること ができます。例)"現在位置"→"現在地"
- f)点字表示の表記方法は正しく行います。
 - (日本点字委員会が発行する、日本点字表記法を参考としてください)

2-10. 音響案内

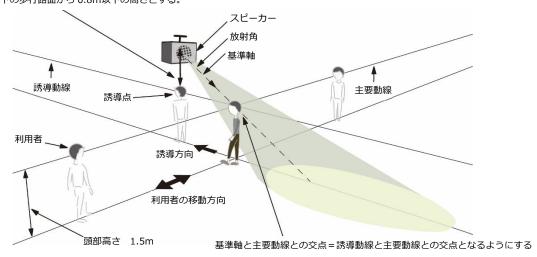
利用者の移動支援および安全性を高めることを目的として設置することがより望ましい整備といえます。移動および施設利用にかかわる誘導や、注意喚起、位置等の周辺環境の情報を利用者に知らせるためのものです。非常ベルの音など生命の安全を確保するための警報を目的とする音は含みません。

音声・音響案内を提供する場合、スピーカーを主要な経路に向けて流します。また、スピーカーから流す案内の音量は、その移動経路の適切な地点から確認して、周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい大きさとします。

スピーカーの設置位置は、誘導点直上の歩行路面から 2.4m 以上 3.0m 以下、 又は直下の歩行路面から 0.8m以下の高さとする。



スピーカーの設置位置は、誘導点直上の歩行路面から 2.4m 以上 3.0m 以下、 又は直下の歩行路面から 0.8m以下の高さとする。



【誘導動線と主要動線が一致しない場合のスピーカーの設置例】

2-11. デジタル対応

デジタル技術の進展によって、アナログサインに求められる機能も様変わり しています。来訪者がインターネットやその他のデジタル情報ツールによって 事前に情報を得ている場合には、案内する場所のアナログサインは必要最低限 の情報の提供で効果を発揮できます。

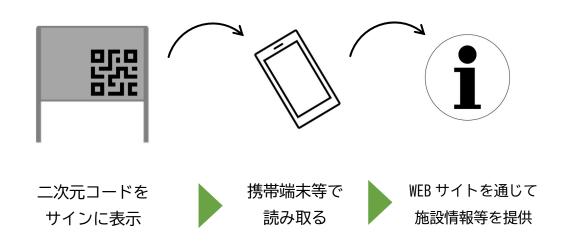
そのため、アナログサインに表示する情報については、様々なメディアツールとの連携に努め、役割分担を意識する必要があります。搭載する情報の内容・表示等について整合を図りながら、効率的かつ正確な誘導案内の提供に努めます。

◆二次元コードの活用

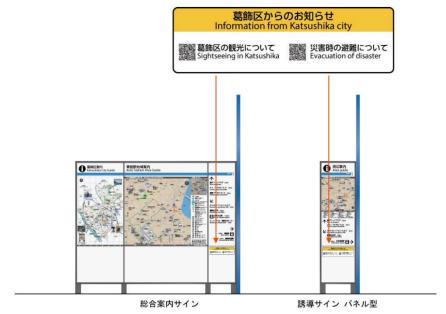
利用者が携帯端末等を利用して関連情報にアクセスする等を想定し、盤面に URL や検索ワード、二次元コード等を表示し、必要十分な情報提供を行うこと が望ましい整備です。WEBサイト等を通じて情報提供を行う場合は、以下の 点に留意します。

- ・二次元コードは利用者がスマートフォン等で読み取れる大きさとし、配置 の高さに気を付けます。
- ・提供する情報のメンテナンスが確実に行われるような体制を整備します。
- ・高齢者、障がい者、来訪者にも情報が伝わるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したものとします。

【二次元コードを活用した情報提供イメージ】



【参考:二次元コードの表示位置と表示例】



出典:葛飾区「葛飾区公共サインガイドライン」(令和2年)

案内サイン設置の際は、二次元コードによる誘導施設の案内情報表示や地域 情報提供を積極的に行うものとします。

ただし、標準仕様で得られる情報だけで十分な案内誘導機能を果たすことが 基本であり、携帯端末によって得られる情報は付加的な位置づけとします。

◆デジタルサイネージ

デジタルサイネージは、画面の表示を容易に変更することができるため、より多くの情報発信や季節・時期に応じた情報発信が可能になります。一方で、 設置やメンテナンスにコストがかかるため、設置の必要性などを十分に考慮して検討する必要があります。

デジタルサイネージを活用する場合には、以下の点に留意します。

- ・内容の選定や文字サイズ等の情報が伝わりやすいものとします。
- ・色彩は、過剰な印象を与える配色や蛍光色等の使用を控えます。
- ・デザインは周辺の景観との調和を図ることとします。
- ・夜間に光害や騒音とならないように配慮します。

03 公共サイン種類別基準



CHAPTER

3-1 案内誘導サイン基準



第3章 公共サイン種類別基準

3-1. 案内誘導サイン基準

- ・地図等を用いて当該地区周辺の事物の所在を示すもの
- ・矢印等で方向を示し、目的の場所へ誘導するもの

フォントやピクトグラム等の基本事項は第2章 共通基準を確認して下さい。

3-1-1. 案内誘導サインの種類

① 広域案内サイン

市域、又は地域全体の構造として、特徴となる自然地や交通網、観光 地等を把握するための地図とします。地域案内地図等と併せて掲載し 位置関係が伝わるよう活用します。

② 地域案内サイン

目的地までのルートを把握するための地図とします。目的地まで向か う手掛かりとして通り名やランドマークを用いて示します。

③ 周辺案内サイン

利用者が地理を理解し目的地までのルートの把握を支援するための地図です。

④ 拠点案内サイン

地図を簡略化して概念的に表現し、移動する方向の道路沿いの施設や 交差する道路等を表示することで目的地までのルートを把握するため の地図です。

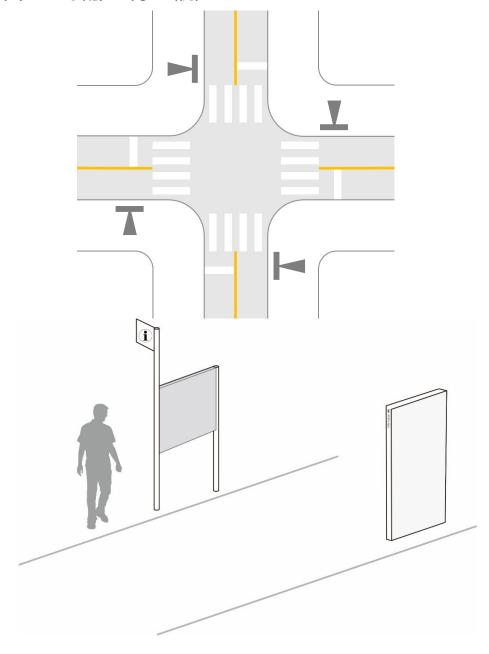
⑤ 誘導案内サイン

誘導経路となる歩行動線のうち、交差点付近などの分岐点に設置する 案内誘導サインです。

3-1-2. 配置計画

ドライバーや歩行者等にとって危険を伴う死角が発生しないようにします。 円滑な移動を妨げないように留意するとともに、道路管理上の支障にならない場所に設置します。また、案内誘導サインは利用者が立ち止まって確認することを想定し、人溜まりができても他の歩行者等の妨げにならない場所を選定します。

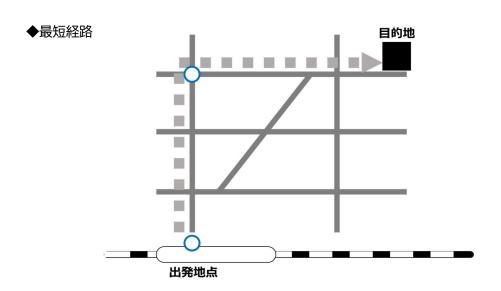
◆配置位置および配置の向き(例)

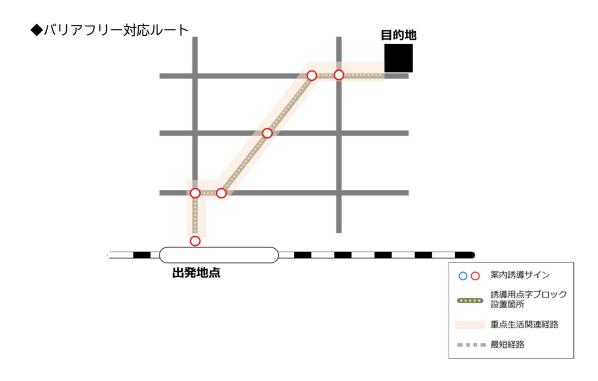


◆ルートの設定

起点となる駅から目的地まで、原則として最短ルートまたはわかりやすいルートを設定します。

ただし、基本構想において、重要生活関連経路に指定されている場合には、 歩行者の安全で円滑な移動が確保される区間として、優先的な誘導ルートとし て設定します。





3-1-3. 表記基準

① 広域案内サイン

市域全体の概要や目的地までの距離や位置関係、移動手段等が確認できるような市域全体の情報を提供します。

② 地域案内サイン

移動の拠点となるような場所において、概ね 2~5km 四方の範囲の案内情報を提供します。 駅周辺の商業系地区においては、利便性・回 遊性の向上を図ることを考慮して、配置情報 や表示内容を検討します。

③ 周辺案内サイン

関連する施設や近隣の施設等、周辺施設の位置やアクセス経路の詳細な情報を提供します。掲出範囲は現在地を中心とした 1km 四方を目安とします。

④ 拠点案内サイン

地域・周辺・拠点案内の相互を補完し、地域 案内で案内する主要施設の方向と距離の情報 を提供します。

⑤ 誘導案内サイン

目的の場所に誘導するため、矢印で方向を指し、目的地名や距離を示します。表示内容は、公共施設等とします。











◆案内誘導サイン(地図)の表記基準

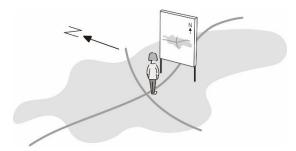
伝わりやすい地図表記にするため、地図内においてもピクトグラムを使用するなど、シンプルなデザインとします。ピクトグラムのない施設については、 視認性を高めるためにアイキャッチャーマークとしてドット(■)を用います。

バリアフリー対応ルートとして、案内誘導点字ブロックが整備されている経路を表示することとします。また、案内誘導サインに示す際には、凹凸をつけ、触知図として容易に識別できるようにすることが望ましいです。

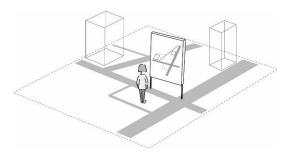


地図図面の表示方向については、地図の種類によって向きを変更します。広域案内地図については、都市の構造を示す総合的な情報となるため、北が上となるように記載します。広域地図以外の案内地図については、設置位置と地図の方向を整合した表示とします。

広域案内地図



地域・周辺・拠点案内地図

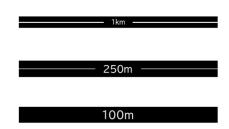


利用者に対し地図の方向を示すため、ノースマークを表示します。また、ノースマークに合わせて距離感を把握するためスケールも併せて表示します。

■ノースマーク



■スケール



・表示することが望ましい情報

		地図に表示する一般的情報	ベースマップ	ピクトグラム等	名称
	<u> ነ</u> μπ/	山、河川、湖、池 等	0		0
	地形・地盤	道路	0	4 (国道のみ)	
		歩道	0		
		歩行者専用道路 等	0		
		ペデストリアンデッキ、横断歩道橋	0		
	***	地下横断歩道、階段部	0		
	道路	横断歩道	0		
ベー		インターチェンジ	0		
ス図		交差点(信号機)	0	œ	
		有名な橋、トンネル等	0		0
		鉄軌道路線	0		0
		鉄軌道駅		(Q)	0
	20 00000000 10000	バスターミナル		-	
	交通施設	タクシー乗り場		TAXI	
		駐輪場		<i>₫</i> €	
		シェアサイクル			0
		観光案内所		<u> </u>	
	公共 (公共的) 施設	官公庁	0	0	0
		警察署		ě	○(本署のみ)
		交番		ě	○ (交番/Police Office)
		郵便局			((郵便局/Post Office)
		消防署			(判防署/Fire Department)
		病院	0	Δ	(角房者/FITE DEPARTMENT)
		学校	0	■	0
		体育館	(677)	•	0
施設		公民館、図書館 等		•	0
双				P	0
		美術館、博物館、文化会館、劇場 等		<u></u>	0
	名所・旧跡	神社、仏閣、寺院、史跡		■	
		大規模なホテルおよび旅館			
	宿泊施設 商業施設	大規模なデパート・スーパーマーケット		•	
	问来心成	銀行・信用金庫(ランドマークとなるもの)		•	
		避難場所	0	A	
	その他	公衆トイレ		ψIĦ	
		喫煙場所		<u> </u>	
バ		エレベーター		- E	
備 アリ	道路上	エスカレーター		↓ ↑	
経ファ		車いすなどに対応したトイレ		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
路上所設		踏切		<u></u>	

◆案内誘導サイン(地図)に関する色彩基準

・表示板の色彩の考え方

案内地図の色彩は以下のようにします。

対象		対象 色彩 参考		カラー	-コード)
	盤面		0/4/12/7	,	#EDE4D1
本体	裏面		0/6/13/23	,	#C4B9AB
	支柱		12/12/12/60	,	#5A5A5A
	基本文字		20/20/20/100	,	#000000
	住所・通り名等		12/12/12/60	,	#5A5A5A
	現在地		0/100/100/0	,	#FF0000
ベー	一般		20/20/20/100	,	#000000
スマ	建物		12/13/7/0	,	#E0DEED
ップ	建物(影)		50/50/50/0	,	#808080
	公園		33/3/50/0	,	#ABF780
	河川		62/24/7/0	,	#61C2ED
	山		20/0/47/50	,	#668044
Ľ	トイレ		90/84/41/5	,	#18278F
クト等	信号機		90/84/41/5	,	#18278F
等 	誘導ブロック		0/100/100/0	,	#FF0000

・盤面の基調色

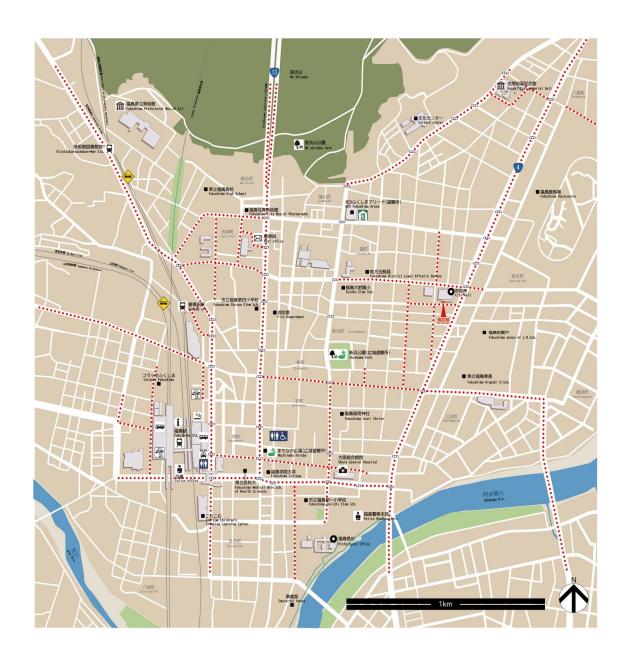
マニュアルを踏襲した YR 系~Y 系(マンセル色票)の色彩とします。また、 盤面の基調色は、表示の見やすさに配慮するとともに、軽快な印象にするために、高明度・低彩度の色彩とします。

複数の情報の中で、現在位置を示す情報が最も重要であることから、現在 地マークには目立つ赤色を用います。周辺情報と可能な限り重ならないよう に表示し、一目で見つけられるように配置します。

・支柱の基調色

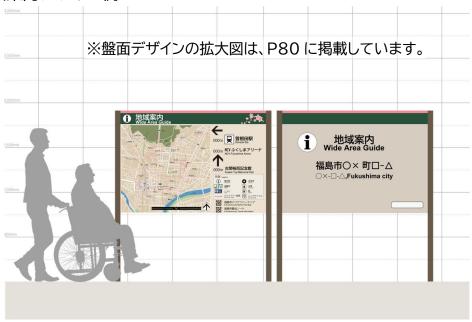
盤面の基調色と調和性を配慮し、盤面の基調色と同一色相の彩度とします。 盤面の支柱をスッキリ見せるように配慮し、明度に差異を付ける等により メリハリある色彩とします。

◆地図の作成例



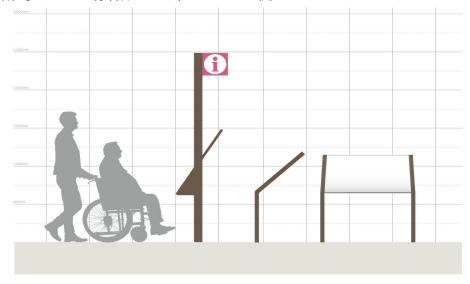
3-1-4. デザイン (参考)

◆地域案内デザイン例



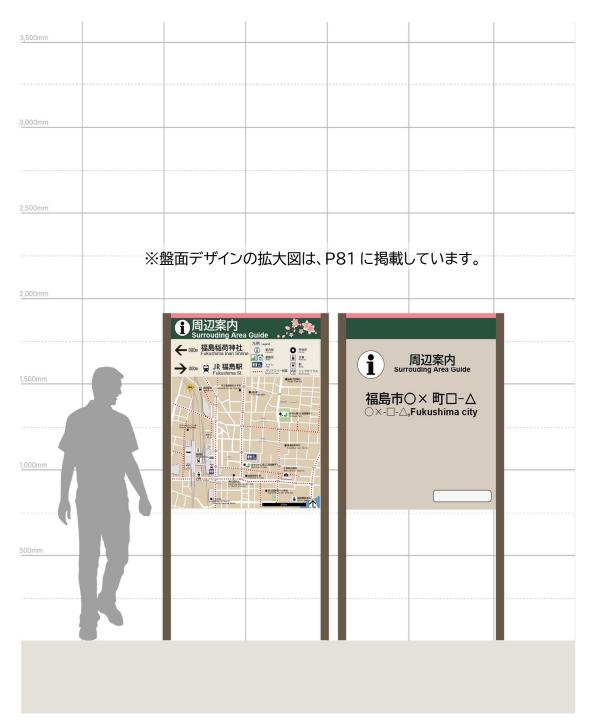
概略寸法	W:1,750mm H:1,900mm 程度
表示内容	地域案内地図、凡例、誘導案内(方向・距離・施設名・ピクトグラム)、 その他(二次元コード等)

◆案内誘導サイン(斜板タイプ)デザイン例



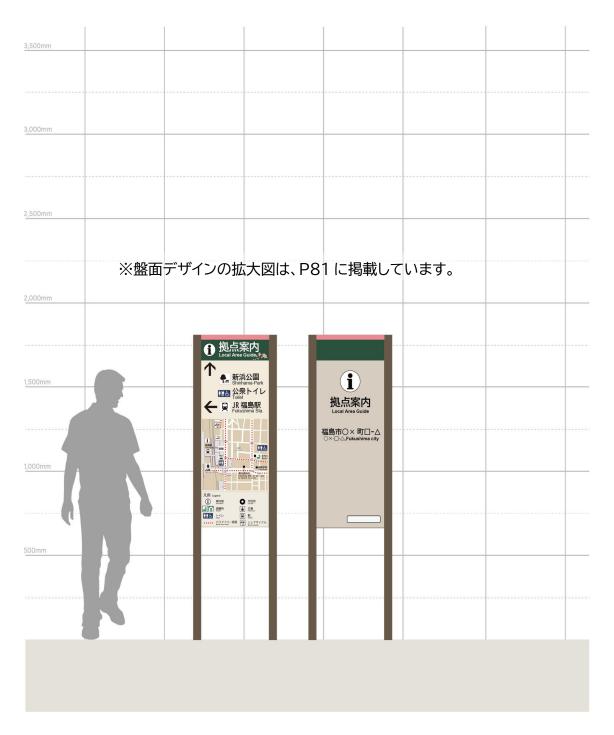
地図面の一部を斜め上方に傾ける形状のサインも可能としますが、車いす使用者が地図面に接近して利用しやすいよう地図面下方にゆとりや隙間を取るよう配慮して下さい。

◆周辺案内デザイン例



概略寸法	W:1,014mm H:1,900mm 程度
主二山穴	周辺案内地図、凡例、誘導案内(方向・距離・施設名・ピクトグラム)、
表示内容	その他(二次元コード等)

◆拠点案内デザイン例



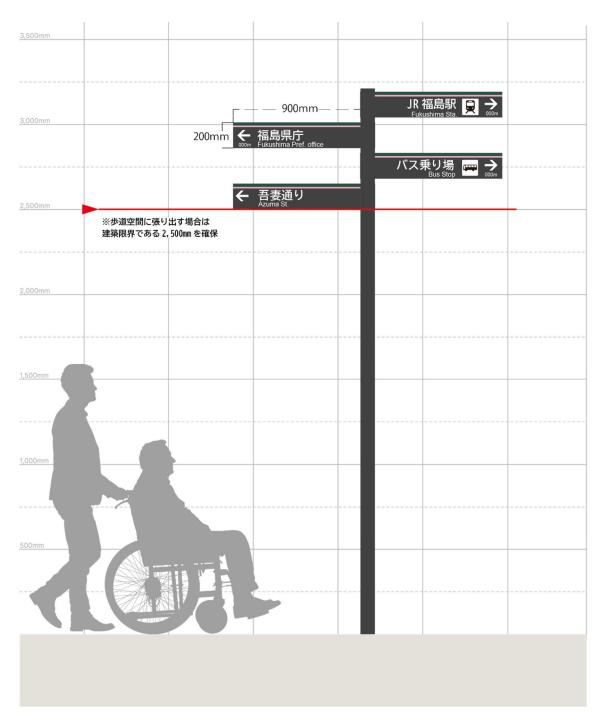
概略寸法	W:525mm H:1,800mm 程度
表示内容	拠点案内地図、凡例、誘導案内(方向・距離・施設名・ピクトグラム)、
衣小内台	その他(二次元コード等)

◆誘導案内(羽板式)デザイン例

3,500mm					
3,000mm					
2,500mm					
2,000mm					
1,500mm					
			Shelter	→	
1,000mm			Shelter • (name)	→ 0000 避難所 (施設名)	
			避	避	
	()	-	避 難 所	難 所	
500mm			施施	施	
			(施 一設 名)	設 名)	
		{			

概略寸法	W:172mm H:1,300mm 程度			
表示内容	誘導案内(方向・距離・施設名・ピクトグラム)、その他			

◆誘導案内(矢羽根)デザイン例



概略寸法	(表示部)W:900mm H:200mm 程度(表示部下端)H:2,500mm 以上
表示内容	誘導案内(方向・施設名・ピクトグラム)、道路名称 等

3-2 ルール案内サイン基準



3-2. ルール案内サイン

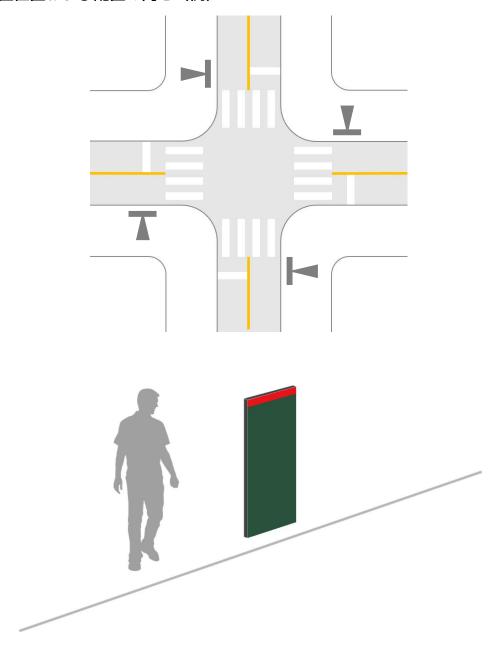
・その地区や周辺のルールについて示すもの フォントやピクトグラムについては第2章 共通基準を確認して下さい。

3-2-1. 配置計画

歩行者等にとって危険を伴う死角が発生しないようにします。

円滑な移動を妨げないように留意するとともに、施設管理上の支障にならない場所に設置します。

◆配置位置および配置の向き(例)



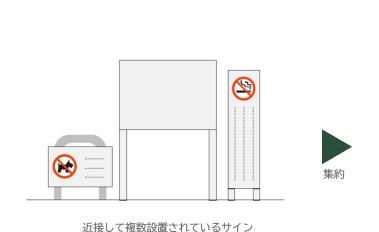
3-2-2. 表記基準

ルール案内サインは、その地区や施設のルールについて示します。

規制内容等を説明する文字数は、できる限り少なくします。規制の内容だけではなく、望ましい行動へ誘導する内容を記載することが望ましい対策といえます。場所の誘導に関する地図を表記する場合には、案内誘導サインで使用する地図と同様の表記とします。

◆集約化について

「広場内禁煙」「自転車乗入禁止」などの規制サインは、それぞれが近接して複数設置されている場合があるため、そのような場合には規制サインを同一盤面に集約し、サインの基数削減を図ります。





3-2-3. 本体デザイン(参考)

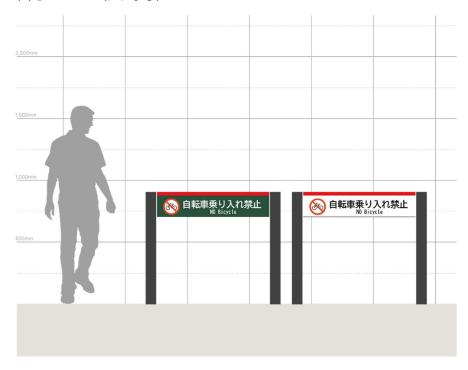
20082						
3,500mm						
3,000mm		-				
2,500mm						
2,000mm						
my man man and different man and man a						
1,500mm		<u>\$</u>	8	(3)	(F)	
		禁煙 No smoking 器 指定娛煙所 Smoking gross	自転車 乗入禁止 No bicycles 器 指定性論等	禁煙 No smoking 器 指定機構所 Smoking area	自転車 乗入禁止 No bicycles 器 指定駐輪場 Becycle parking	
1,000mm				BST Smoking area	Bir Bicycle parking	
		((30)		
(1)		火気厳禁 No open flame	キャンプ 禁止 No camping	 火気厳禁 No open flame	キャンプ 禁止 No camping	
500mm		no open name	The camping	No open name	140 odnipnig	
	7					

概略寸法	W:680mm H:1600mm 程度
主二九灾	ルールに関する情報(ピクトグラム等)、
表示内容	その他(望ましい行動へ誘導する内容(地図や二次元コード等))

◆ルール案内サイン(移動可能式)



◆ルール案内サイン(広場等)



3-3 説明サイン基準



3-3. 説明サイン

・観光施設や文化財に関する説明を示すもの フォントやピクトグラム等の基本事項は第2章 共通基準を確認して下さい。

3-3-1. 配置計画

歩行者等にとって危険を伴う死角が発生しないようにします。

円滑な移動を妨げないように留意するとともに、施設管理上の支障にならない場所に設置します。

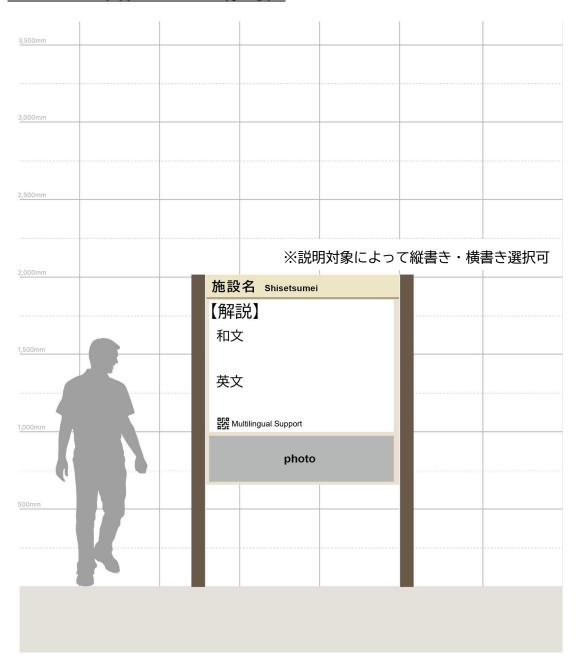
また、設置箇所や表示内容によってサイズを決定しますが、近接あるいはエリア一体に設置する説明サインについては、高さをできるだけ揃える等、統一感に留意して設置して下さい。

3-3-2. 表記基準

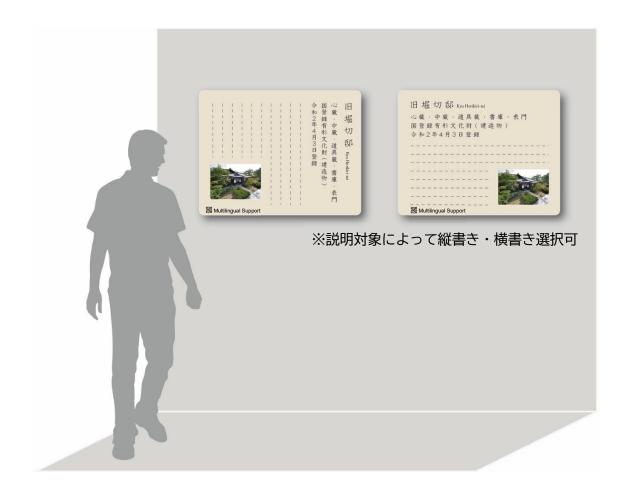
説明サインは観光施設や文化財に関する説明を示します。説明文については 和文と英文を区別して表示します。

難解な文字等にはふりがなを振ることによって、誰にでもやさしい説明サインとします。写真やイラストについては、必要に応じて表示します。

3-3-3. 本体デザイン(参考)



概略寸法	W:900mm~1,500mm H:1,200~1,900mm 程度 (設置箇所に応じてサイズを決定)
表示内容	観光情報やその他 文化財に関する説明 (和文・英文併記)、その他 (二次元
	コード等)



表示内容 文化財等に関する説明(和文・英文併記)、その他(二次元コード等)

3-4広告サイン(掲示板)基準



3-4. 広告サイン(掲示板)

・その地域の広告や広報等を掲示するもの 色彩や掲出高さ等の基本事項は第2章 共通基準を確認して下さい。

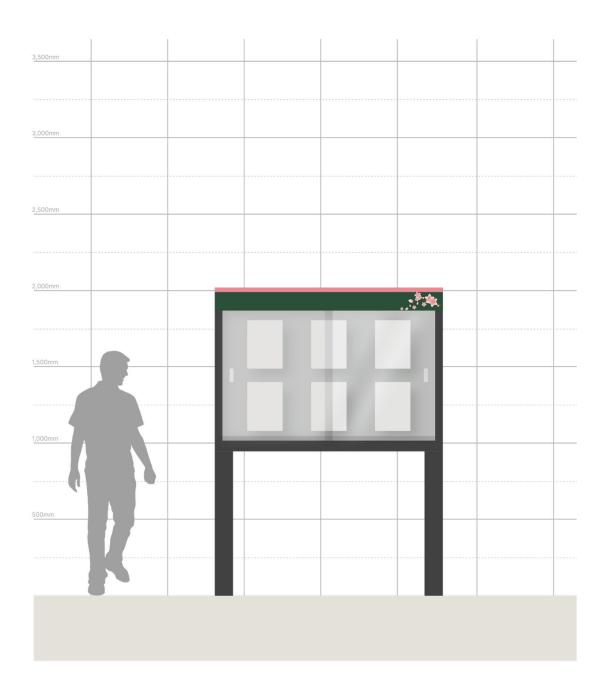
3-4-1. 配置計画

歩行者等にとって危険を伴う死角が発生しないようにします。

その地区や地域のイベント情報等を示すために設置するため、人が立ち止まって情報を確認することを想定し、人だまりができても他の歩行者等の円滑な 移動を妨げないような位置を選定します。

また、設置箇所や掲示内容によってサイズを決定しますが、近接あるいはエリア一体に設置する広告サイン(掲示板)については、高さをできるだけ揃える等、統一感に留意して設置して下さい。

3-4-2. 本体デザイン(参考)



概略寸法	W:1,400mm H:2,035mm 程度	
掲示内容	地域の広告、広報等のポスター・貼り紙 等	



3-5 観光案内板基準



3-5. 観光案内板

・観光案内に関する情報等を示すもの

フォントやピクトグラム等の基本事項は第2章 共通基準を確認して下さい。

3-5-1. 配置計画

歩行者等にとって危険を伴う死角が発生しないようにします。

歩行者の円滑な移動を妨げないように留意するとともに、施設管理上の支障にならない場所に設置します。また、観光案内板は利用者が立ち止まって確認することを想定し、人溜まりができても他の歩行者の妨げにならない場所を選定します。

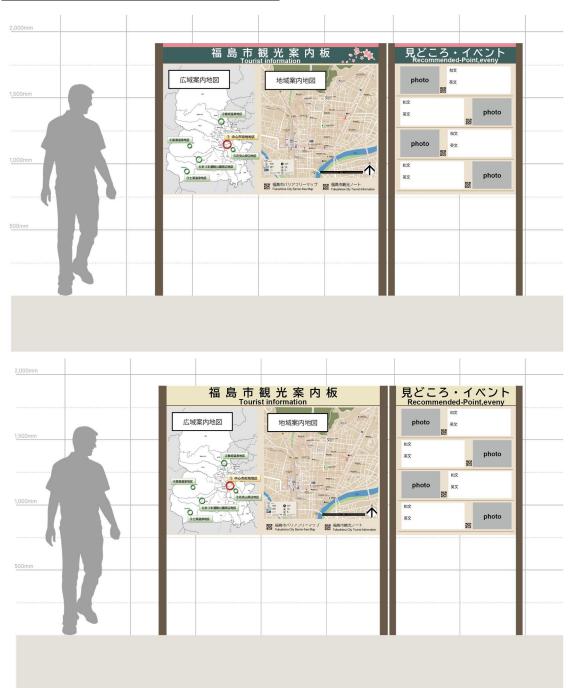
3-5-2. 表記基準

マニュアルおよび第2章で示す表記基準を基に表示します。

地図等を用いながら、地域の名所や名産、イベントや行事を写真や説明、実施時期を併せて記載し、情報発信や情報発見となるようにします。

用いる地図については、第3章3-1. 案内誘導サイン基準に示す『案内誘導サイン(地図)の表記基準』を参照しながら、観光地となる場所を示すことが望ましいです。

3-5-3. 本体デザイン(参考)



概略寸法	W:1,750mm H:1,900mm / W:1,014mm H:1,900mm 程度
表示内容	観光案内(地図)、凡例、観光・イベント情報、
衣小内台	その他(二次元コード等)



04

整備•維持管理



CHAPTER

第4章 整備・維持管理の方法

サインを整備する際や維持管理の基本的考え方、手続全体の流れ、整備・維持管理の方法を示します。

4-1. 整備の考え方

◆設置前(計画段階)

設置者と施設管理者間で十分な協議がされない場合があります。その結果として、サインの情報更新やメンテナンスがされず、利用者の混乱を招くことや、景観を損ねるようになってしまいます。

そこで、サインの整備の計画段階から交通政策課と相談・協議し、両者間で維持管理方針を定め、整備後の維持管理方法、役割などを明確にしておくようにします。複数の実施主体が関わる場合はこの作業が特に重要となります。

4-2. 維持管理の考え方

◆設置後

サインは主に屋外に設置されることから、年月の経過により汚損し老朽化します。貼り紙や傷、落書き等の人的被害への配慮も必要となります。街の景観を損ねないため、定期的な清掃や修繕を行い、適正な状態に保つことが必要です。メンテナンスフローや管理台帳、管理ステッカーを基に効率よくメンテナンスを実施します。

設置したサインの維持管理は、原則として設置者で行うものとし、サインに 関するデータは、設置者が適正に管理します。

4-3. 整備・維持管理手続の流れ

本ガイドラインの運用にあたっては、サインを整備するまでの「整備」と、サ イン整備後の「維持管理」に区分します。

ガイドライン運用に関する手続全体の流れは、次のとおりです。

A: サイン整備計画についてP8の適用範囲を参照に立案する。

B: サイン整備主体は、ガイドラインに則して計画を行い、発注前に必ず**交通** 政策課と協議を行う。

C: 交通政策課はガイドラインに適合しているか等を確認する。

D: サイン整備主体は、整備を行う。

E: サイン整備主体は、サイン整備後、整備完了報告を交通政策課へ行う。 ⇒P63 サイン管理台帳を参照

F: 交通政策課は整備台帳へ入力する。

G: サイン整備主体は整備した本体には、管理ステッカーを添付する。 ⇒P64 管理ステッカーを参照

H: 福島市バリアフリー推進協議会でサイン整備状況を管理

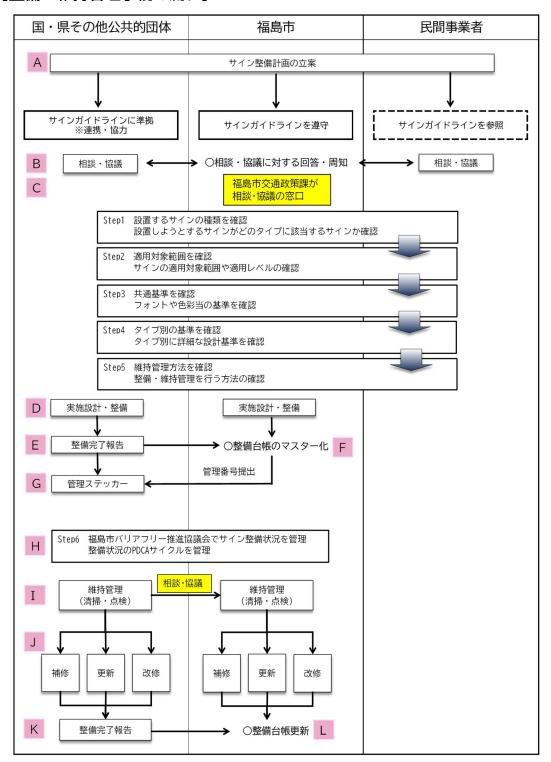
T: 維持管理において補修、更新、改修の場合は交通政策課へ相談・協議を 行う。

J: サイン整備主体は、本ガイドラインの維持管理に関するフローに則して、 維持管理を進める。

K: サイン整備主体は、サイン整備後、整備完了報告を交通政策課へ行う。

L: 交通政策課は補修、更新、改修について整備台帳を更新する。

【整備・維持管理手続の流れ】



- 国・県への対応:サイン整備予定について毎年度調査を行うとともに、整備計画がある場合には、事前に市(交通政策課)と協議するものとします。
- 民間事業者への対応:サインを設置する場合は、本ガイドラインを参照してもらうよう機会を捉えて周知します。

4-4. 整備・維持管理の方法

◆サイン整備(新規設置)

サイン整備時には、第2章で示した共通基準および個別基準に基づいて整備します。それらに基づいて設置計画がされているか、サイン整備チェックシート (P86 資料 3-2. サイン整備チェックシート 参照) を用いて確認します。

【サイン整備チェックシート】

●サイン整備チェックシート

年 月 日 担当者:

共通基準/整備・維持管理	参照頁	確認の 有無
①情報量		
■ 情報量は取捨選択し、誰もが直感的に理解できるものになっていますか。	16	
②フォント		
■ フォントは、可読性に優れたユニバーサルデザインフォントを使用していますか。	17 69(資料2-1)	
③文字の大きさ		
■ 文字の大きさは、ガイドラインに記載するルールに基づいていますか。	18·19 70(資料2-2)	
⊕ピクトグラム	 	
■ ピクトグラム単独の表記になってませんか。(文字を併用すること)	20·21 70(資料2-2)	
⑤矢印表記		
■ 矢印はJIS規格を使用し、使い方のルールは本ガイドラインに基づいていますか。	22	
⑥色彩		
■ 盤面と文字に使用する色彩は、区別がつきにくい色の組み合わせになってませんか。	23	
⑦多言語表記		
■ 難解な名称、用語にはふりがなが振られていますか。	24	
■ 英文と併記する場合は、和文と英文を区別して表記していますか。	24	
■ 外国人観光客の利用が多いと想定される場所には必要に応じて中国語やハングル語の併記は検討していますか。必要であれば、設置を行いましたか。	24	
■ ヘボン式ローマ字が正しく使われていますか。	25	
⑧表示面の高さ・位置		
■ 表示面の中心部の高さは1,250mm程度であり、1m程度の視距離から表示全体を見渡せますか。	26	
⑨照明デザイン		
■照明の設置位置は盤面の天端になっていますか。	27	
■独立型の照明を使ってはいませんか。	27	
■灯具及び支柱はコンパクトなものとなっていますか。	27	
⑩触知案内図、点字表記および音響案内		
■ 触知案内図や音響案内が必要か検討しましたか。必要であれば、設置を行いましたか。	28·29	
■ 視覚障がい者誘導用ブロック(点字ブロック)で配置箇所まで誘導されていますか。	-	

◆維持管理(点検)

本体については3年に1度程度の周期で自己点検チェックシート (P92 資料 3-3. 自己点検チェックシート 参照) を用いて実施します。

【自己点検チェックシート】

●本体管理自己点検チェックシート

管理番号	NO.	担当課名	i	
設置場所等		担当者名	i I	
点検年月日	年	月	日	

	自己点検チェックリスト			
点検箇所	点 検 項 目	異常の	の有無	対応メモ
	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
基礎部・ 上部構造	2 基礎のクラック(ひび)、支柱と根巻き(基礎)との隙間、支柱のぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有	無	
又行即	2 鉄骨接合部(ボルト・ナット・ビス)のゆるみ、欠落	有	無	
	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	
取付部	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有	無	
	1 表示面板・切文字等の腐食、破損・はがれ、変形、ビス等の欠落	有	無	
表示面	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3 盤面底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
照明装置	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	
その他	1 附属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ、他)の腐食、破損	有	無	
2 0718	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	
掲載情報	1 掲載内容の整合	有	無	
沙华村日本	2 地図や文字の劣化、退色	有	無	
その他の異常	自由記入	有	無	

[※]点検対象のサインにより、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「点検項目」の欄に斜線等を引くこと。

[※]屋外広告物の安全点検に関する指針(案)(平成29年7月・国土交通省)を参考に作成。

本ガイドラインに基づいて設置したサイン及び既存のサインは、各所管課において、必要な項目についてサイン管理台帳 (P93 資料 3-4.サイン管理 参照) および管理ステッカーにて管理します。

(1) 管理台帳

◆サイン管理	里台帳				
管理番号					
設置年月		年		月	
サイン種別	案内誘導	ルール案内	説明	広告 (掲示板)	観光案内
設置者		į	課	担当者	
管理者			課		
位置情報					
【位置図】					
【設置写真】					
1					
【備考】地図〇〇年	丰版				

(2) 管理ステッカー

サイン本体部に「管理番号」「設置年月」「管理課」を記入したステッカーを 貼り、管理台帳と現地との整合を図るための管理体制とすることが望ましいで す。また、管理ステッカーはサイン本体裏側の右下に貼ることを基本とします が、デザイン等を考慮し、管理台帳に貼付箇所を記載の上、目立たない位置へ の貼付も可能とします。

【ステッカー】

管理番号 ■△ 福島市 ◎◎◎課 R5.XX. 設置

【添付場所例】: 案内誘導サインの裏面、右端



◆メンテナンス方法

年に数回程度行うことが理想とします。清掃・保守点検の状況も必要に応じ、定期点検表に記録し、保管します。

(清掃):年に数回程度実施

- ・汚れやほこりの清掃
- ・違法な貼り紙や落書きの除去
- ・音声、触知サインの触知図部分については、利用者が手に触れて使用するものであるため、できるだけ頻繁に掃除することが大事です。

(保守点検):3年に1回程度実施

- ・がたつき、ボルトの締め付け状況の確認
- ・破損、損傷状況の確認
- ・塗装状態の確認、部分的な塗装補修
- ・音声案内については、機械動作の確認

【短期】 5~7年以内

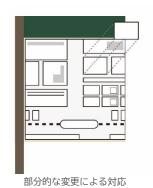
設置者は、案内板の情報について新たに更新する情報を拾い出し、校正 を行います。

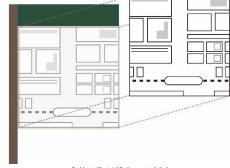
標示制作業者に修正するサインと変更する表示内容を指示。

(部分的な変更は、修正用シートを利用することが一般的です。変更内容をシートに印刷し、貼り付けで対応可能です。)

【長期】

表面全体の褪色が目立ったり、修正済みの箇所が多い場合には新たに情報を変更する必要のあるものなど、部分的な修正では利用しにくいと考えられる場合には、全体を取り換える必要があります。





全体の取り換えでの対応